

令和4年度東根市物価等高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、原油・原材料価格や物価の高騰の影響を受ける市内事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の種類)

第2条 支援金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 売上・粗利減少事業者支援金 次条第1項第2号アに該当する場合
- (2) 地域公共交通・運送事業者支援金 次条第1項第2号イ又はウに該当する場合

(対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。この場合において、1事業者が申請できる支援金は、売上・粗利減少事業者支援金又は地域公共交通・運送事業者支援金のいずれかのみとする。

- (1) 東根市内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 山形県が実施する次に掲げる給付金（以下「給付金等」という。）のいずれかの給付決定を受けた事業者であること。ただし、運転代行事業者が地域公共交通・運送事業者支援金の申請を行う場合は、この限りでない。
 - ア 山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金 第2弾
 - イ 山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金 第2弾
 - ウ 令和4年度第2回山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること。
- (4) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、対象としない。

- (1) 役員等（個人事業者である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が、経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東根市物価等高騰対策支援金申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に必要事項を記載して、別表2に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請期限は、令和5年1月31日までとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、東根市物価等高騰対策支援金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 申請者は、支援金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更又は事業を廃止しようとするときは、東根市物価等高騰対策支援金変更(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は事業の廃止を認めたときは、速やかに東根市物価等高騰対策支援金変更(廃止)承認書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第8条 市長は、第6条による支援金の交付決定後、交付決定を受けた事業者(以下「交付事業者」という。)に対し、支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反する行為があったとき。
- (3) その他市長が支援金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(支援金の返還)

第10条 前条の規定により支援金の交付決定を取り消された交付事業者が、既に支援金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 交付事業者は、次に掲げる書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 東根市物価等高騰対策支援金申請書及び添付資料一式
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付事業者に対し、前項各号に規定する書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年11月11日告示第103号)

この告示は、令和4年11月15日から施行する。

附 則 (令和4年11月15日告示第104号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

支援金の区分	要件となる給付金等の種類	支援金の額
売上・粗利減少 事業者支援金	山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金 第 2 弾	法人：10万円 個人事業主：5万円
地域公共交通・ 運送事業者支援 金	山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金 第 2 弾	左記支援金の対象車両として申請し、給付決定を受けた車両のうち、市内事業所で所有する各車両台数に、次の各号に定める額を乗じた額 (1) 大型トラック（積載量 2 t 以上）：3万円 (2) 小型トラック（積載量 2 t 未満）：2万円
	令和 4 年度第 2 回山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金（ただし、運転代行事業者は上記給付決定を受けることを支給要件としない。）	左記支援金の対象車両として申請し、給付決定を受けた車両のうち、市内事業所で所有する各車両台数に、次の各号に定める額を乗じた額 (1) 貸切バス：5万円 (2) タクシー、代行：2万円

別表 2 (第 4 条関係)

支援金の区分	要件となる給付金等の種類等	添付する書類
売上・粗利減少 事業者支援金	山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金 第 2 弾	・通帳の写し ・左記給付金の交付決定通知書の写し ・東根市内に事業所があることを証明する書類（※）
地域公共交通・ 運送事業者支援 金	山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金 第 2 弾	・左記給付金の申請書類の写し一式 ・左記給付金の交付決定通知書の写し ・（※）
	令和 4 年度第 2 回山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金	・通帳の写し ・左記給付金の申請書類の写し一式 ・左記給付金の交付決定通知書の写し ・（※）
	運転代行事業者	・通帳の写し ・市内事業所で所有する登録車両について証明する書類（車検証など） ・（※）